



山形県公報

令和8年2月3日(火)
第676号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 知事指定薬物の指定の失効……………(健康福祉企画課) ……43
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米戦略推進課) ……同
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………(水産振興課) ……44
- 県営土地改良事業計画の変更……………(庄内総合支庁農村計画課) ……45

告 示

山形県告示第54号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和8年2月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) 3- { 2- [(シクロプロピル) (メチル) アミノ] エチル } - 1H-インドール-4-オール及びその塩類(通称名4HO-McPT、4OH-McPT、4-hydroxy McPT)
- (2) 2- [(4-イソプロポキシフェニル) メチル] - 5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] - 1H-ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類(通称名N-Pyrrolidino-isotoni tazene、Isotonitazepyne)
- (3) 2- { 2- [(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル) メチル] - 5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル } - N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類(通称名Ethyleneox ynitazene、Tetrahydrofuranitazene)

2 失効の理由

条例第2条第5号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

令和8年1月31日

山形県告示第55号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年2月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社山形ライスファーム21
代表取締役社長 遠藤 久幸
米沢市中田町889番地の1

2 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
株式会社山形ライスファーム 2 1 代表取締役社長 遠藤 久幸 米沢市大町三丁目 5 番 6 号 2 F	株式会社山形ライスファーム 2 1 代表取締役社長 遠藤 久幸 米沢市中田町889番地の 1	令和 7 年 7 月 30 日

山形県告示第56号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

令和8年2月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 漁業権者の名称及び所在地

- イ 名 称 最上川第二漁業協同組合
- ロ 所在地 西村山郡河北町谷地字山王23番地 1

(2) 漁業権の免許番号

内共第6号、内共第7号、内共第8号及び内共第9号

(3) 変更の内容

第3条中第6項を削り、第7項を第6項とし、同条第8項の表中「根子川橋下流端から二ツ掛橋上流端まで」を「中上橋上流端より上流」に改め、同項を同条第7項とする。

第4条第2項の表中

釣	西村山郡西川町大字本道寺地内寒河江ダムより下流水ヶ瀨ダムまでの寒河江川	を
	西村山郡西川町大字大井沢地内二ツ掛橋上流端から上流根子川橋下流端までの寒河江川本流及びその支流（大井沢川においては大井沢川第1ダムまで、大桧原川においては大桧原川第1ダムまで、根子沢川においては根子沢川第1ダムまで）	
釣	西村山郡西川町大字本道寺地内寒河江ダムより下流水ヶ瀨ダムまでの寒河江川	に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

令和8年4月1日

2 (1) 漁業権者の名称及び所在地

- イ 名 称 小国川漁業協同組合
- ロ 所在地 最上郡舟形町舟形4723番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第11号

(3) 変更の内容

第8条第1項中「無料とし、」を「無料とし、高校生及び女性のときは次の表に掲げる1日の遊漁料の額に限り2分の1に相当する額とし、」に改め、同項の表を次のように改める。

水産動植物の種類	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
うぐい（はや）、こい、うなぎ、やつめうなぎ、かじか、さくらます（やまめ）、いわな、もくずかに	釣り、たも網、すくい網、やす（かじかに限る。）、徒手採捕、かご、筒（もくずがにに限る。）	1 日	1,500円
		1 年	6,000円

あゆ	どぶ釣り、友釣り	1 日	2,000円
		2 日	3,600円
		1 年	9,000円

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

令和8年4月1日

山形県告示第57号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営柳沢地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営柳沢地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

酒田市役所

3 縦覧に供する期間

令和8年2月5日から同年3月9日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

令和8年2月3日印刷 発行所 山形県庁
令和8年2月3日発行 発行人 山形県